

# 大分市再犯防止推進計画

【令和4（2022）年度～令和5（2023）年度】

令和4（2022）年3月

大 分 市

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	趣旨・目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	基本方針および重点課題	3
	（1）基本方針	
	（2）重点課題	
4	計画期間	5
5	計画の推進体制	5
6	進捗状況の管理	5

## 第2章 大分県内での再犯防止を取り巻く状況

1	犯罪の発生状況	6
	（1）大分県内での刑法犯認知件数	
	（2）大分県内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	
2	新受刑者等の状況	7
	（1）大分県内での再入所者における無職者の数及びその割合	
	（2）大分県内での新受刑者のうち有職者と無職者の再犯率	
	（3）大分県内での刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合	
	（4）大分県内での新受刑者のうち覚醒剤取締法違反による入所者数及びその割合	
	（5）大分県内での少年院入院者のうち高等学校に進学しなかった人の数及びその割合	
	（6）大分県内での新受刑者のうち高等学校に進学しなかった人の数及びその割合	
	（7）大分県内での少年院入院者のうち高等学校を中退した人の数及びその割合	
	（8）大分県内での新受刑者のうち高等学校を中退した人の数及びその割合	
3	更生保護に関する状況	11
	（1）大分県内での保護観察終了時に無職である人の数及びその割合 （仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）	
	（2）大分県内での協力雇用主数等	
	（3）大分県内での保護司数及び保護司充足率	
	（4）大分県内での“社会を明るくする運動”行事参加人数	

### 第3章 重点課題における取組事項

1	就労・住居の確保	13
	（1）就労の確保	
	（2）住居の確保	
2	保健医療・福祉サービスの利用促進	16
	（1）高齢者及び障がい者等への支援	
	（2）薬物依存者への支援	
3	学校等と連携した修学支援及び非行の防止	20
	（1）修学支援	
	（2）非行の防止	
4	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	23
	（1）民間協力者の活動の促進	
	（2）広報・啓発活動の推進	

#### 〔参考資料〕

1	再犯の防止等の推進に関する法律	26
2	大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱	30
3	専門部会の運営について	32
4	大分市地域福祉計画策定委員一覧	33
5	大分市再犯防止推進計画策定部会員一覧	34
6	用語解説	35

#### 「年号の表記」について

冊子によく出てくる年号の表記方法については次のとおりです。

#### 年号の表記

この計画において年号を使用する場合は、原則「和暦」と「西暦」を併記しています。ただし、統計データなどを引用しているものについてはこの限りではありません。

（例）令和4年の場合

令和4（2022）年

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 趣旨・目的

全国の刑法犯の認知件数は、年々減少傾向にあり、本市においても、平成14（2002）年の7,434件をピークに令和2（2020）年には1,560件と大きく減少しており、これに伴い、刑法犯で検挙される人の数も減少傾向にあります。

一方、全国の刑法犯による検挙者のうち、検挙が2回目以上となる再犯者の減少幅は検挙が1回目の人（初犯者）と比べて小さくなっており、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加傾向にあります。ここ数年では、大分県内で検挙される人の約半数は再犯者となっています。（令和2（2020）年の再犯者率は48.6%）

こうした状況の中、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、平成29（2017）年12月には、以後5年間政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定され、県においても平成31（2019）年4月に「大分県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市では、これまでも保健医療・福祉サービスをはじめとする各種行政施策を市民一人ひとりに寄り添って推進してきたところですが、犯罪をした人等の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、必要なサービスへ適切につなげ、地域社会で孤立させないため、国や県、民間団体等と連携しながら、犯罪をした人等に寄り添い、更生（立ち直り）を支援していく必要があります。

このため、支援を必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした人等が、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにするとともに、国や県、民間団体等との連携を強化し、更生や再犯防止につなげ、犯罪被害にあう人の減少と立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を実現させるため、「大分市再犯防止推進計画」を策定し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

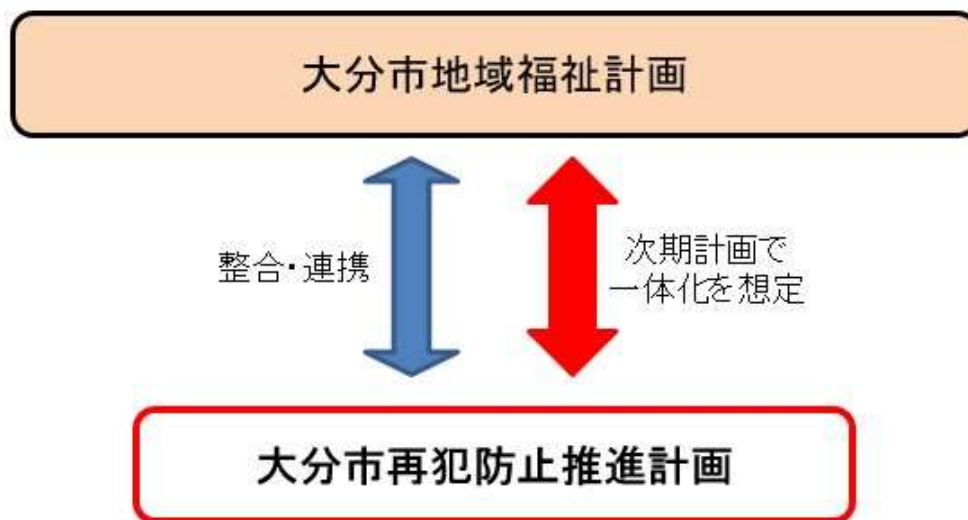
## 2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、「大分市地域福祉計画」など関連計画と整合・連携を図ります。なお、次期計画では、「大分市地域福祉計画」と一体的な策定を想定しています。

### 再犯防止推進法（第8条第1項）抜粋

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



### 3 基本方針および重点課題

#### (1) 基本方針

国及び県の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法の基本理念を踏まえて、国・県の目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国・県と連携して施策を推進するため、次の5つを基本方針とします。

#### 【5つの基本方針】

- ①犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・県・民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- ②犯罪をした人等が、その特性に応じ、切れ目なく、再犯を防止するために必要な支援を受けられるようにします。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者からの意見等により見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- ⑤市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるよう取り組みます。

## (2) 重点課題

本市では、再犯防止推進法に規定する基本的施策及び国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、4つの重点課題を掲げます。また、重点課題ごとに、施策の方向と個々の取組事項を設定し、国や県、民間団体等と連携を図りながら取り組めます。

重点課題	施策の方向
1. 就労・住居の確保	(1) 就労の確保
	(2) 住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用促進	(1) 高齢者及び障がい者等への支援
	(2) 薬物依存者への支援
3. 学校等と連携した修学支援及び非行の防止	(1) 修学支援
	(2) 非行の防止
4. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	(1) 民間協力者の活動の促進
	(2) 広報・啓発活動の推進

## 4 計画期間

令和4（2022）年度～令和5（2023）年度までの2年間とします。

本計画は、「大分市地域福祉計画」と一体的な策定を想定していることから、計画期間の満了を現行の「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」に合わせるものとします。

なお、社会情勢等の大幅な変化があった場合には、計画期間中であっても必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

	年度					
	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
計 画 名	第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画					次期計画
				大分市再犯防止推進計画		

## 5 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国、県、民間団体等と連携・協力しながら、再犯の防止等に関する各種施策に取り組みます。

また、庁内各課による再犯防止を推進するための連携・協議の場を設け、情報の共有等を図りながら、庁内各課が相互に連携して施策に取り組み、計画を推進します。

## 6 進捗状況の管理

本計画は、「大分市地域福祉計画」と一体的な策定を想定していることから、学識経験者、地域代表、専門機関代表、公募による市民の代表者等から構成される「大分市地域福祉計画策定委員会」において、計画の進捗状況の把握や推進の方策に関することの総合的な検討などにより、効果的な推進を図ります。

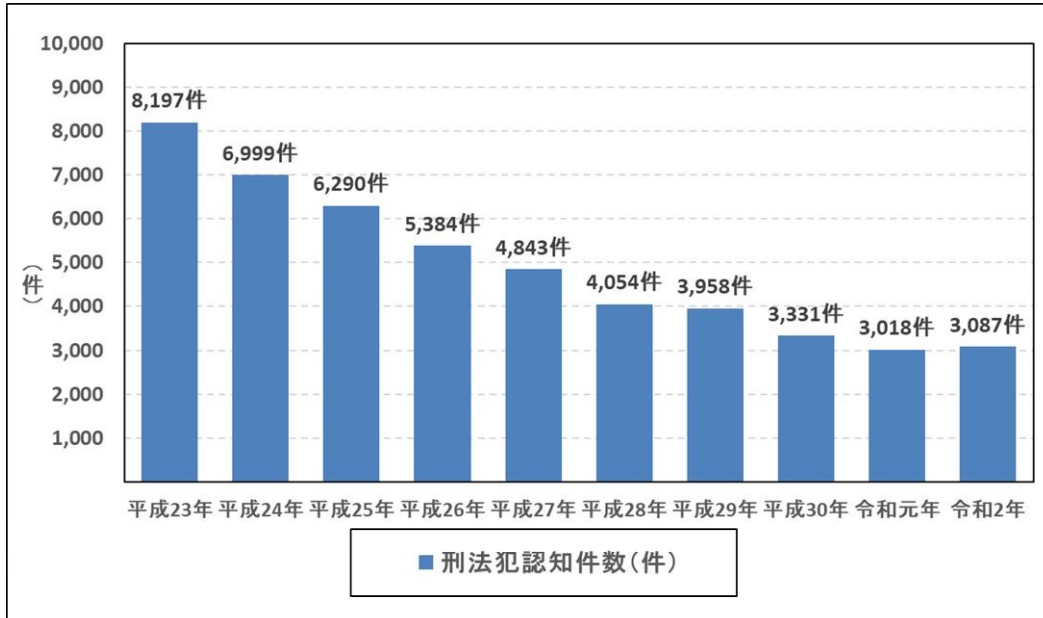


## 第2章 大分県内での再犯防止を取り巻く状況

### 1 犯罪の発生状況

#### (1) 大分県内での刑法犯認知件数

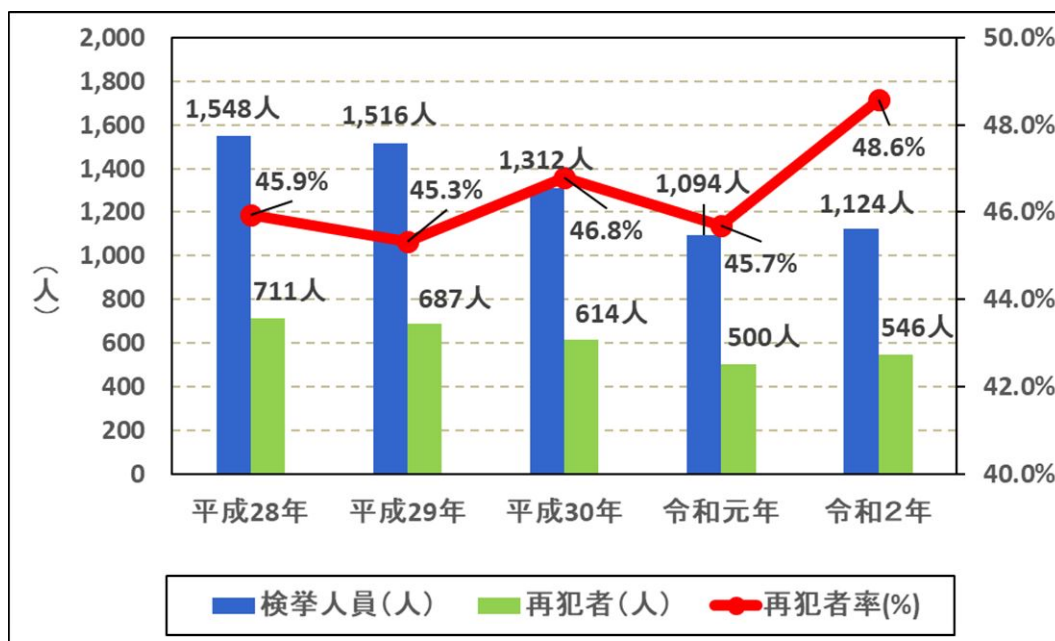
大分県内での刑法犯認知件数は、年々減少していましたが、令和2年は増加に転じました。



「犯罪統計書」(大分県警察本部)より

#### (2) 大分県内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

検挙者数、再犯者数ともに平成28年以降減少傾向にありましたが、令和2年は増加に転じました。再犯者率については平成28年以降45%程度で推移しています。

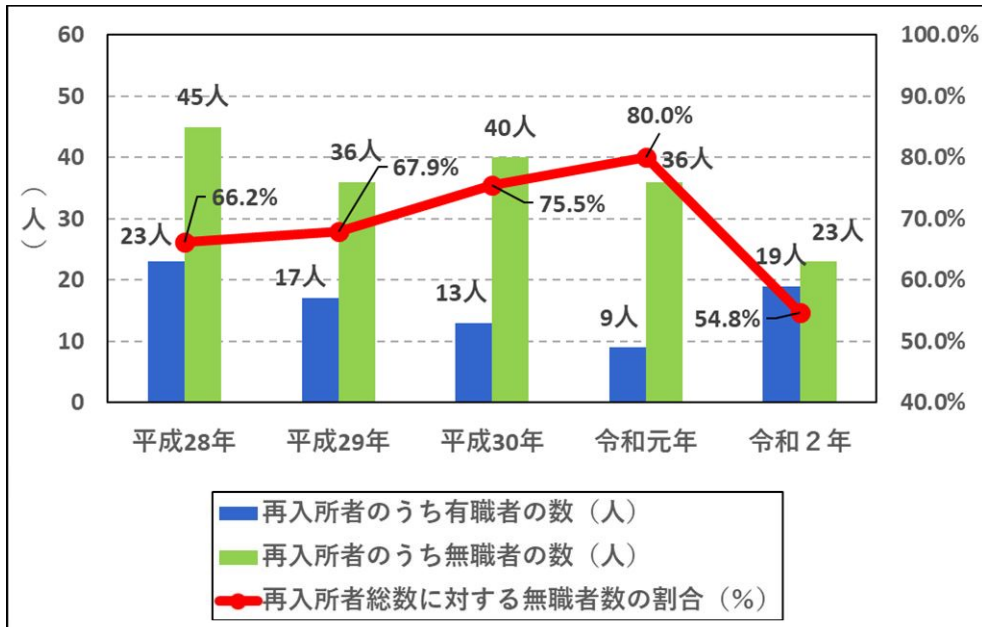


「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

## 2 新受刑者等の状況

### (1) 大分県内での再入所者における無職者の数及びその割合

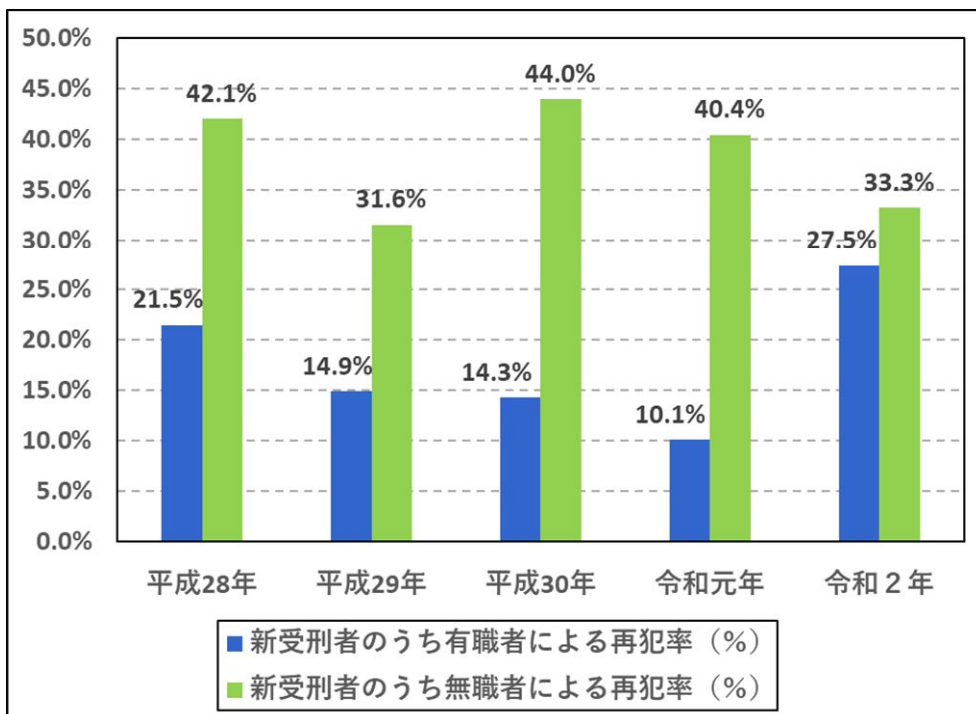
再入所者総数に対する無職者数の割合については、平成28年以降増加傾向にありましたが、令和2年は大きく減少しました。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

### (2) 大分県内での新受刑者のうち有職者と無職者の再犯率

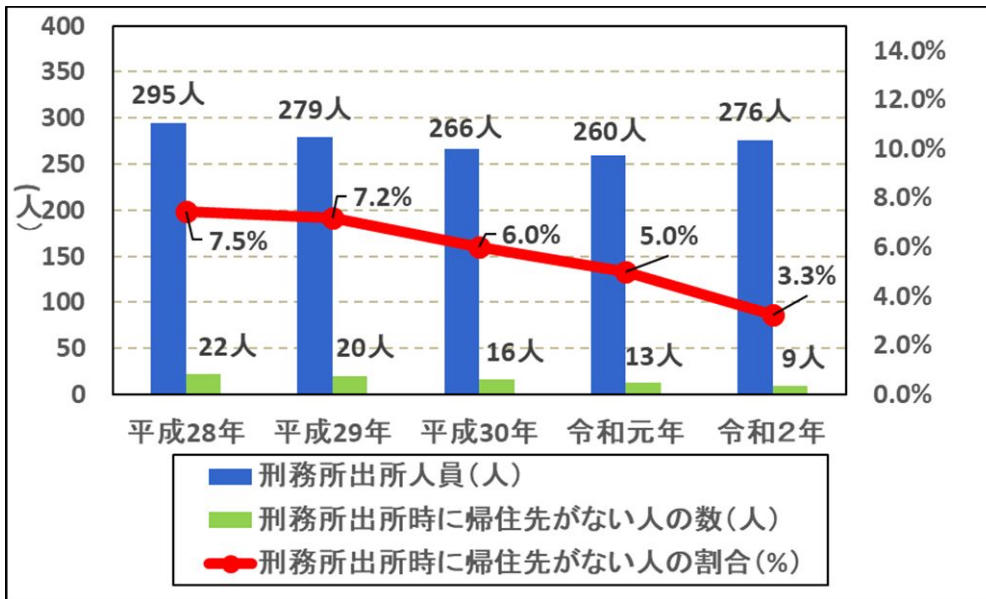
新受刑者のうち無職者による再犯率は有職者の再犯率より高くなっています。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

### (3) 大分県内での刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合

刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合は、平成28年以降減少傾向にあります。

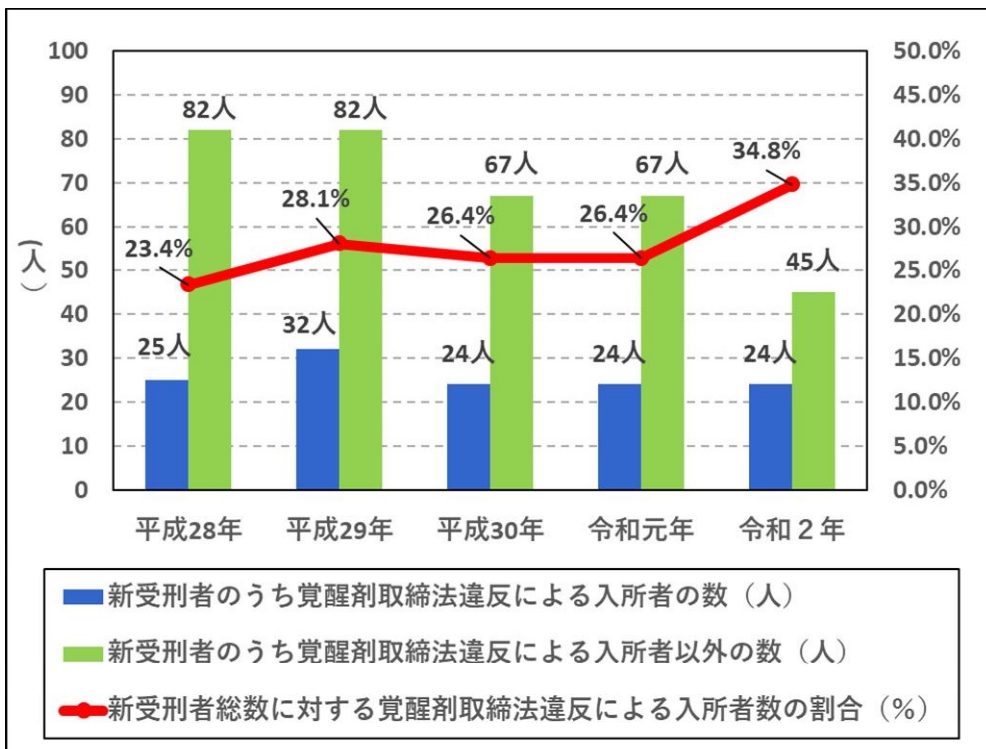


「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

※「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである人などを含む。

### (4) 大分県内での新受刑者のうち覚醒剤取締法違反による入所者数及びその割合

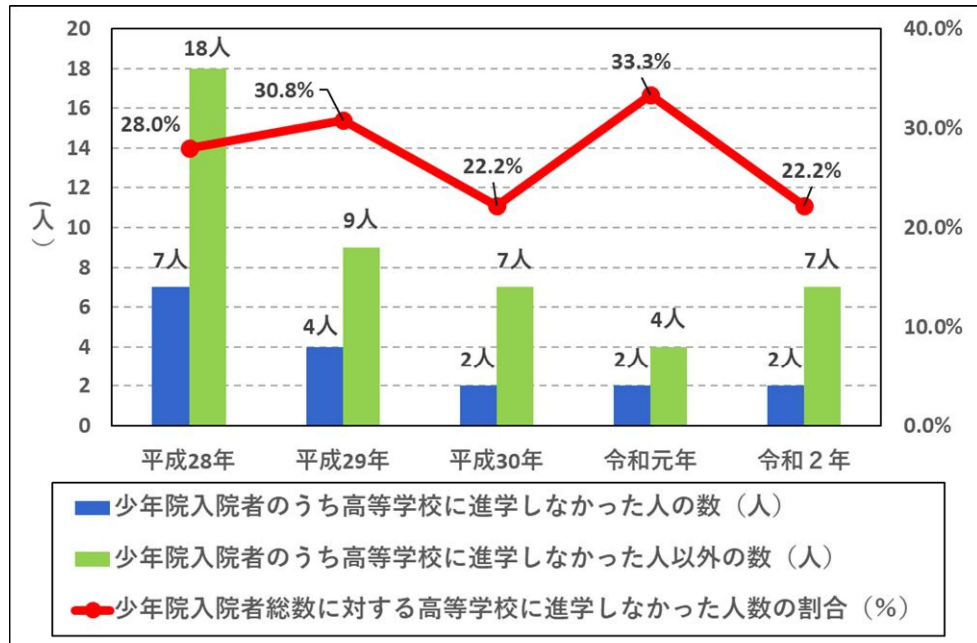
新受刑者総数に対する覚醒剤取締法違反による入所者数の割合は、増加傾向にあります。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

## (5) 大分県内での少年院入院者のうち高等学校に進学しなかった人の数及びその割合

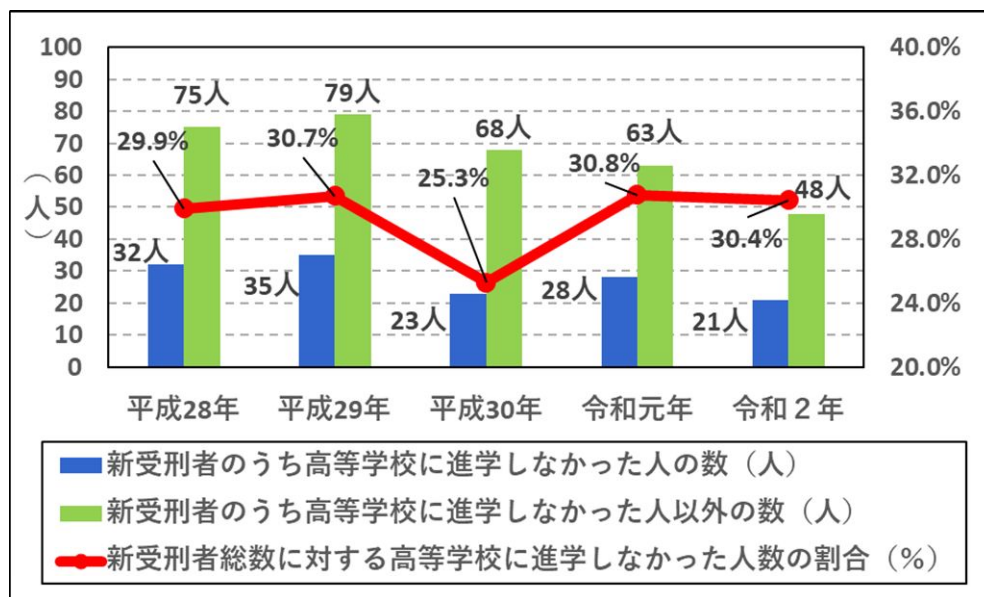
少年院入院者のうち高等学校に進学しなかった人の数は平成28年以降減少傾向にあります。割合は増減を繰り返しています。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

## (6) 大分県内での新受刑者のうち高等学校に進学しなかった人の数及びその割合

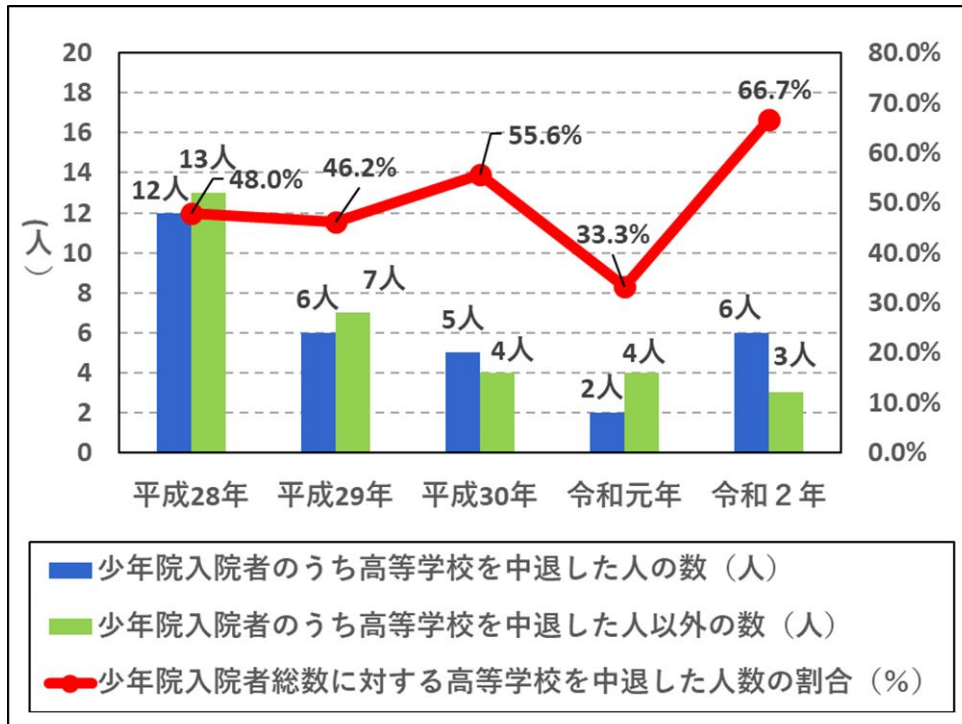
新受刑者のうち高等学校に進学しなかった人の数は平成29年以降減少傾向にあります。その割合については平成28年以降30%程度で推移しています。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

### (7) 大分県内での少年院入院者のうち高等学校を中退した人の数及びその割合

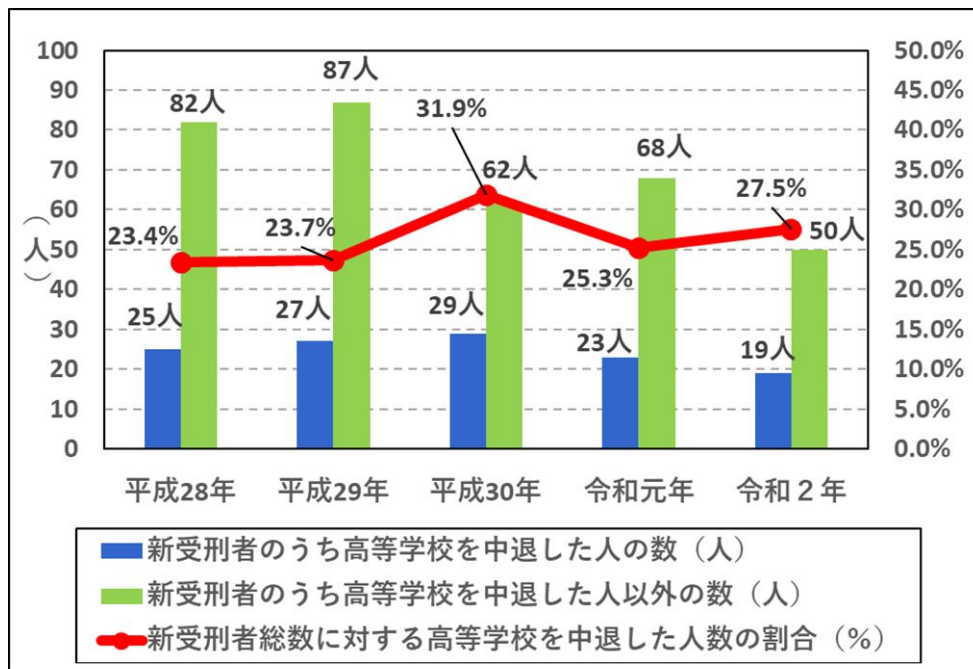
少年院入院者のうち高等学校を中退した人の数は平成28年以降減少傾向にあります。割合は増減を繰り返しています。



「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

### (8) 大分県内での新受刑者のうち高等学校を中退した人の数及びその割合

新受刑者のうち高等学校を中退した人の数とその割合は、ほぼ横ばいです。

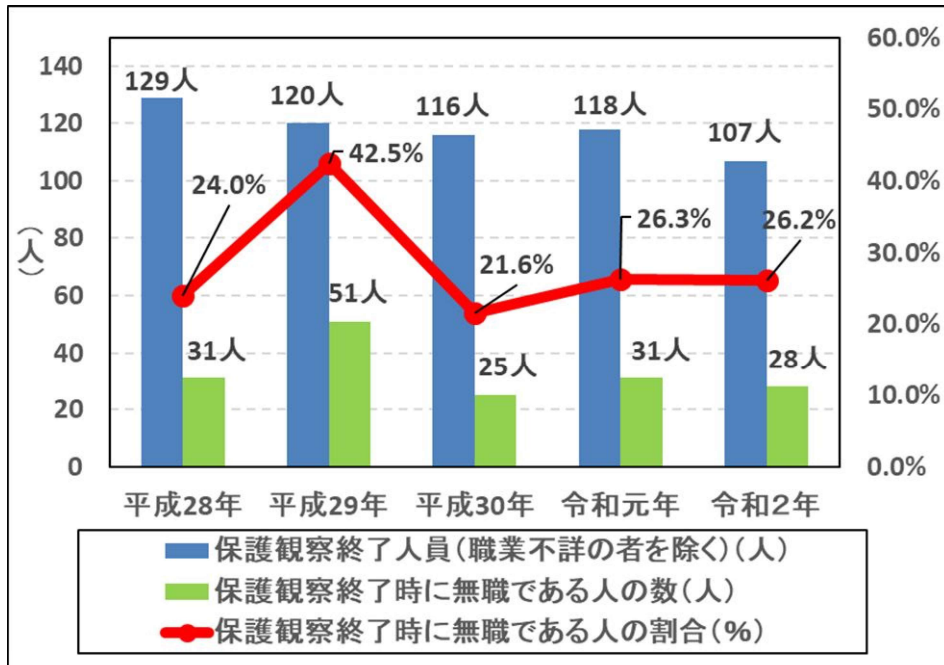


「新受刑者の犯罪時の居住地都道府県別データ」(法務省矯正局調査)より

### 3 更生保護に関する状況

#### (1) 大分県内での保護観察終了時に無職である人の数及びその割合 (仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)

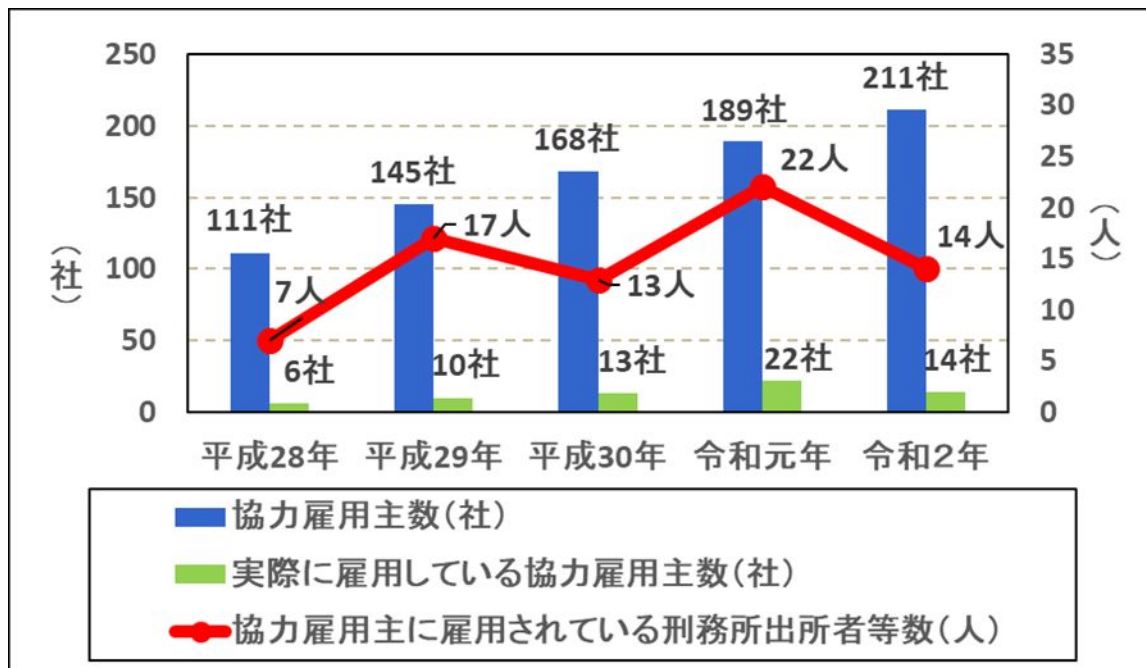
保護観察終了時に無職である人の割合は、増減を繰り返しています。



「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

#### (2) 大分県内での協力雇用主数等

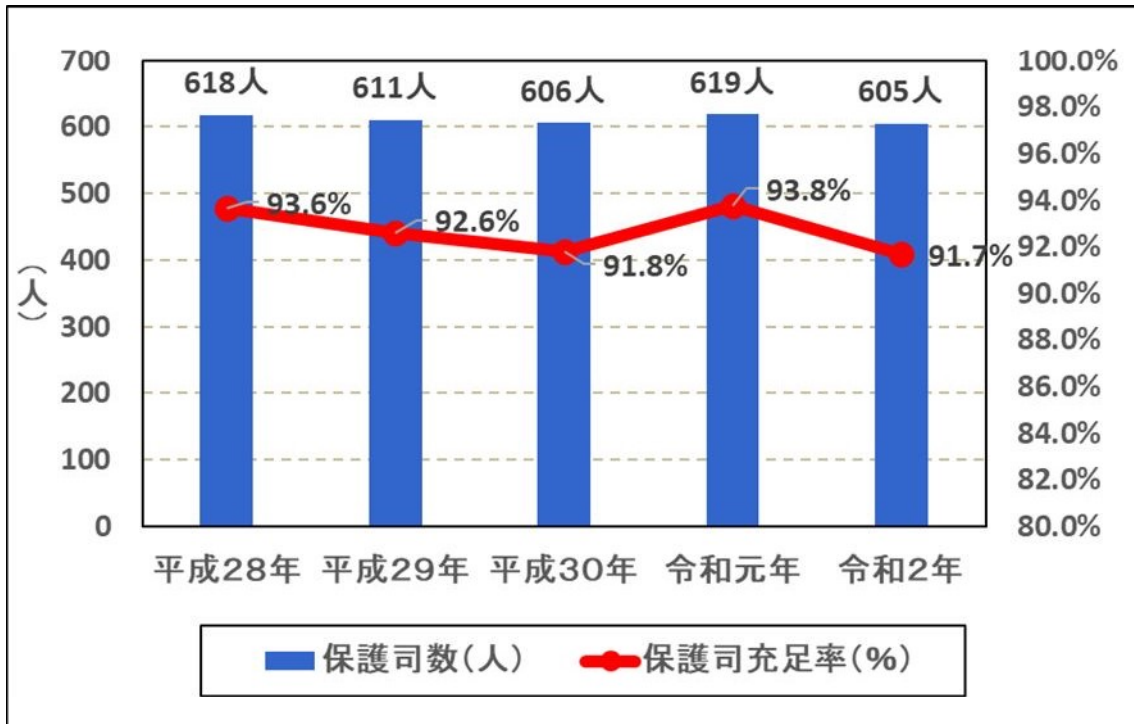
協力雇用主数と実際に雇用している協力雇用主数は平成28年以降増加傾向にあり、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数については増減を繰り返しています。



「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

### (3) 大分県内での保護司数及び保護司充足率

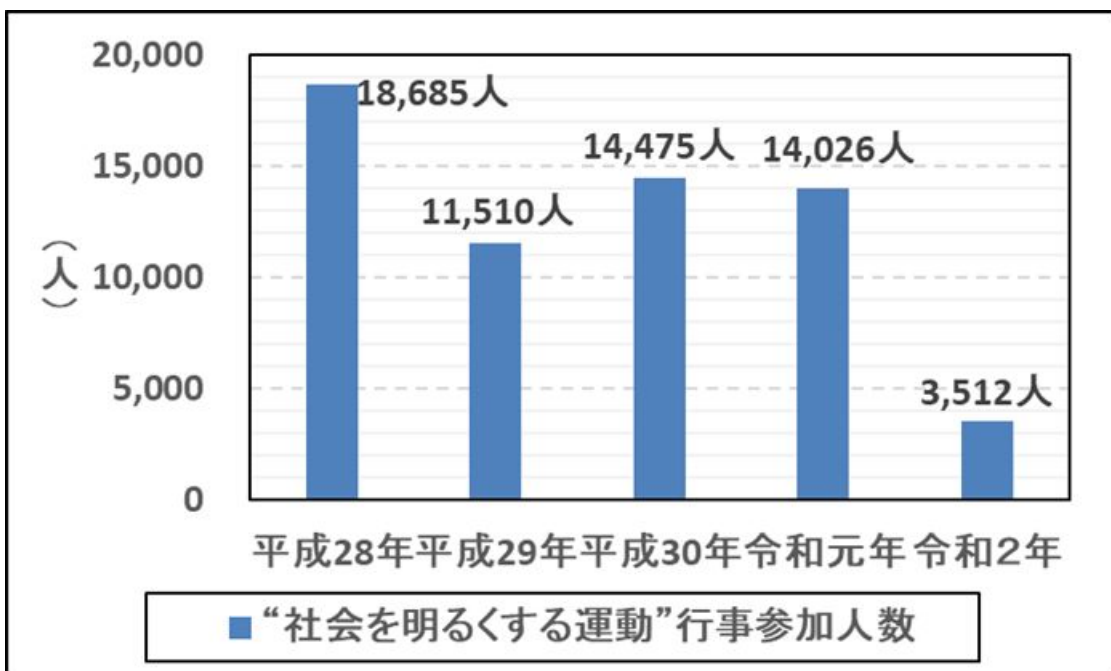
大分県の保護司定数は660名であり、充足率は90%程度で推移しています。



「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

### (4) 大分県内での“社会を明るくする運動”行事参加人数

“社会を明るくする運動”行事参加人数は、平成30年以降14,000人程度で推移していましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、3,512人と大きく減少しています。



「再犯防止推進計画指標の都道府県別データ」(法務省福岡矯正管区)より

## 第3章 重点課題における取組事項

### 1 就労・住居の確保

#### (1) 就労の確保

##### 【現状と課題】

国によると、令和元（2019）年の刑務所再入所者のうち約7割が再犯時に無職であり、無職者の再犯率は、有職者の再犯率の約3倍となっています。大分県でも、令和元（2019）年の刑務所再入所者のうち約8割が再犯時に無職であり、無職者の再犯率は、有職者の再犯率の約4倍となっています。また、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まない場合があること、必要な知識・能力を身につけていないなどのために、一旦就職しても離職してしまう場合があることなどの課題が生じています。

犯罪をした人等が安定した職に就き、そこに定着できる支援を行うことが重要です。

##### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援	生活にお困りの方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該相談者の自立の促進を図るための支援計画の作成や関係機関との連絡調整等を行います。	生活福祉課 (大分市社会福祉協議会)※
2	生活困窮者自立支援制度における就労準備支援	直ちに就職が困難な方に対して、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験、履歴書の書き方などの支援を行うことにより、一般就労に従事する準備としての基礎能力を形成します。	生活福祉課
3	就労支援プログラム	ハローワークへの同行訪問、就労開始後のフォロー等就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援を行います。	生活福祉課
4	生活保護受給者等就労自立促進事業	本市と大分労働局が一体的に行う事業で、本市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給されている方、生活困窮者等の就労支援を行います。	生活福祉課 子育て支援課 (大分市社会福祉協議会)※
5	農林水産業への就業支援	本市で農林水産業に就業を希望する方に対して、就業相談の受付、技術習得に必要な研修などを実施し、就業支援を行います。	農政課 林業水産課
6	障がい者職場実習促進事業	企業への就職を目指す障がい者と、障がい者雇用に取り組もうとする企業をマッチングする事業です。職場実習生を受け入れた企業及び実習生本人には、「障がい者職場実習促進奨励金」を交付します。	商工労政課



7	高齢者の就労支援	おおむね 50 歳以上の市民を対象とした就労応援セミナーや、シニア向け事業所見学会を開催していきます。また、大分市シルバー人材センターに補助金を交付し、活動を支援します。	商工労政課
8	若年者等就労応援事業	若年者を対象とした就労応援セミナーを、毎年 1 回以上開催します。	商工労政課
9	協力雇用主への支援	公共工事の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を行うことにより、協力雇用主に対して支援を行います。	契約監理課
10	農福連携	福祉・農業部局が連携することにより、農業分野における障がい者の就労支援などを行います。	障害福祉課 生産振興課

※大分市社会福祉協議会へ委託

## 【コラム：関係機関による支援（就労の確保）】

### ○大分公共職業安定所（ハローワーク大分）

矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介など個別支援を行います。

### ○大分保護観察所

①就労に関わる関係機関との連携を強化し、就労支援メニュー及び刑務所出所者等就労奨励金制度等を積極的に活用し、協力雇用主に対する支援を実施します。

②きめ細かく保護観察対象者等の相談に応じるなどにより就労先の確保につなげます。

### ○大分保護区保護司会、大分保護観察所

市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の開拓に取り組みます。

### ○大分刑務所

就労支援指導及び就労支援対象者と選定された者に対するハローワークへの登録手続等の支援を行います。

## (2) 住居の確保

### 【現状と課題】

国によると、刑務所出所者等の中には、帰住先が確保できないまま出所し、再犯に至る人が多数に上ることや、帰住先がない人ほど刑務所への入所を繰り返し、再犯に至るまでの期間が短くなっていることがわかっています。安定した生活を送るため、住居を確保することが重要です。

### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	市営住宅等での受け入れ	住宅・福祉部局間の連携により、住宅に困窮する方へ随時入居が可能な市営住宅等の情報提供を行います。	住宅課
2	住宅確保要配慮者への住まいの情報提供	居住支援法人との連携等住宅セーフティネット制度による住まいの確保、高齢者や障がい者、更生保護対象者などの住宅確保に特に配慮を要する方の居住の安定確保を推進します。	住宅課
3	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援（再掲）	生活にお困りの方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該相談者の自立の促進を図るための支援計画の作成や関係機関との連絡調整等を行います。	生活福祉課 (大分市社会福祉協議会)※
4	生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給	離職等で経済的に困窮し、住宅を失った方、又は失うおそれがある方に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給（有期）することにより、安定した住宅確保と就労による自立に向けた支援を行います。	生活福祉課 (大分市社会福祉協議会)※
5	共同生活援助の利用支援	障がいがある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。	障害福祉課

※大分市社会福祉協議会へ委託

### 【コラム：関係機関による支援（住居の確保）】

#### ○大分保護観察所

①身元引受人や身元保証人のない人や、高齢・障がい、病気などの原因で就労が困難な人、またその結果として貧困により帰住予定地がない人等への対応に加えて、多様な行き場の確保（一時的宿泊場所や行き先が決まるまで滞在できる場所、満期出所者が支援を求めることができる施設、女性の行き場等）が必要な人に対して、関係機関と連携しながら、住居の確保などの支援を行います。

②社員寮を保有する企業に対し、協力雇用主としての理解と協力を図ります。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

### (1) 高齢者及び障がい者等への支援

#### 【現状と課題】

国によると、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で高齢者（65歳以上の人）が最も高くなっており、出所後5年以内に刑務所に再入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

こうした状況から、高齢者及び障がい者等が出所後、適切かつ円滑に保健医療・福祉サービスを受けることができるよう、相談受け入れ体制の充実を図ることが必要です。

また、犯罪をした人等のうち、少年・若年者、様々な課題を抱える人たち、発達課題がある人など、それぞれの対象者の特性に応じた支援を提供し、地域で孤立しないようにすることも重要です。

#### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるように、元気な人から介護の必要な人まで、健康の維持、保健・福祉・医療について、さまざまな相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し、総合的に支援します。	長寿福祉課
2	障がい者相談支援センター	障がい者、障がい児の保護者、障がい児（者）の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	障害福祉課
3	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援（再掲）	生活にお困りの方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該相談者の自立の促進を図るための支援計画の作成や関係機関との連絡調整等を行います。	生活福祉課 (大分市社会福祉協議会)※
4	生活保護	病気や失業その他の事情により生活できなくなった人に対し、自立できるまでの間、最低限度の生活を保障し、自立を援助します。	生活福祉課
5	子ども家庭支援センター	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応するため、社会福祉士、心理士、家庭相談員、保健師などが相談に応じ、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行います。また、児童虐待の対応やDV相談の対応も行います。	子育て支援課

6	ひとり親家庭の母子・父子相談窓口	母子・父子自立支援員が、子育て、生活支援、就業支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭に対する総合支援のための相談に応じます。	子育て支援課
7	【子育て世代包括支援事業】 ①パパママほっと相談コーナー ②ファミリーパートナー ③保育コンシェルジュ	①妊娠届出等の機会に得た情報をもとに、助産師等が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、地域の関係機関や関係課と連携し切れ目のない支援を行います。 ②市民が身近に利用する市内 11 カ所のこどもルームをファミリーパートナーが巡回し、利用者の個別のニーズに応じた情報の提供や相談を行います。 ③保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種保育サービスに関する情報提供、利用に向けての相談対応などを行います。	①健康課 ②子育て支援課 ③子ども入園課
8	精神保健福祉相談	心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	保健予防課

※大分市社会福祉協議会へ委託

## 【コラム：関係機関による支援（高齢者及び障がい者等への支援）】

### ○大分刑務所

高齢・障がい等を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる人に対して①基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせる。②出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせる。等の支援を行います。また、関係機関との連携により、出所後の帰住先の確保及び福祉的な支援につなげます。

### ○大分公共職業安定所（ハローワーク大分）

精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座・・・犯罪歴のある方は、精神・発達障がい者の場合も多く、受け入れ事業所の従業員に支援の仕方等について養成を行います。

### ○大分県地域生活定着支援センター

高齢であり、または、障がいを抱え、矯正施設等から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人を対象に、福祉サービス等が利用できるような支援を行い、地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援します。

### ○大分県弁護士会

触法障がい者に対する社会復帰の支援として、個別の案件において当会会員の弁護士が地域生活定着支援センターなどの関係機関と協力して、帰住先の確保や福祉サービスへの移行に向けた活動をしています。

また、日本弁護士連合会として、高齢者や障がい者、ホームレス等の生活保護申請等の支援に取り組んでいます。

### ○更生保護法人 豊州保護会 あけぼの寮

犯罪をした人等で、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれない、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人たちへ、宿泊・食事の提供や福祉サービス等の利用の支援などを行い、一定の期間保護することで、その円滑な社会復帰を支援します。

### ○大分保護観察所

大分県地域生活定着支援センター及び矯正施設と密な連携を図り、関係機関・団体と連絡協議会等を開催するなどして、刑事司法手続の入口から刑事処分終了後まで一貫して必要な保健医療・各種行政サービス等の提供が受けられ、円滑な社会復帰ができるよう、息の長い支援ネットワークの構築に向けた取り組みを進めます。

## (2) 薬物依存者への支援

### 【現状と課題】

全国では、覚醒剤取締法違反による検挙者数は、令和元（2019）年に1万人を下回ったものの例年1万人近くで推移しており、新受刑者のうちの約3割が覚醒剤取締法違反によるものとなっています。大分県では、覚醒剤取締法違反で例年約60人が検挙されており、新受刑者のうちの約3割が覚醒剤取締法違反によるものです。

薬物等の乱用は、犯罪行為であると同時に、薬物依存の一症状でもあるため、犯罪をした人等であっても、薬物依存という精神症状に苦しむ地域の生活者であり、犯罪者という偏見や先入観なく、薬物依存からの回復と社会復帰を目指す支援対象者として継続的に支援していくことが重要です。

また、薬物依存は他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた献身的な配慮が必要です。

### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	精神保健福祉相談（再掲）	心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	保健予防課

### 【コラム：関係機関による支援（薬物依存者への支援）】

#### ONPO 法人 大分 DARC（ダルク）

薬物依存症から回復したいと希望する人たちへ、回復プログラムを通して自立を支援します。

#### ○大分刑務所

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けさせることの必要性を認識させることを目標とした支援を行います。

#### ○大分保護観察所

①薬物事犯者への「薬物再乱用防止プログラム」を確実に実施するとともに、関係機関及び民間支援団体との定期的な協議会等の開催により、薬物依存を有する人に対する理解と地域への移行や家族等に対する支援をします。

②薬物事犯者等が刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとともに、「地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築に向け、関係機関・団体に働きかけていきます。

### 3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

#### (1) 修学支援

##### 【現状と課題】

全国の高等学校進学率は、令和2（2020）年度 98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、少年院入院者の20.6%、入所受刑者の33.6%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。大分県でも、少年院入院者の約2割、入所受刑者の約3割が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、令和2（2020）年は全国で、少年院入院者の43.2%、入所受刑者の24.8%が高等学校を中退しています。大分県では、少年院入院者の約6割、入所受刑者の約3割が高等学校を中退しています。

こうした状況から、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援を充実させることが必要なほか、中卒者や高校中退者の学習機会の確保が必要です。

##### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	子どもの学習支援事業	家庭環境に左右されず、子どもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力向上の支援を行います。	生活福祉課
2	就学援助制度	経済的理由により子どもを小・中学校及び義務教育学校に就学させることが困難な保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
3	奨学金制度	学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な人に対し資金を給付、又は貸与します。	学校教育課

##### 【コラム：関係機関による支援（修学支援）】

###### ○大分保護観察所

矯正施設において修学支援等を受けた人について、関係機関・団体が協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた学習相談・学習支援等の効果的な支援を実施できるよう個別のケースに応じて、関係機関等によるネットワークの構築等について検討していきます。

## (2) 非行の防止

### 【現状と課題】

大分県の14歳以上の犯罪少年は減少傾向にあり、令和2（2020）年は96人と5年前（平成27（2015）年の231人）に比べ半減しています。しかし、そのうち再犯少年は34人で、再犯者率は35.4%と、3人に1人が再犯者という状況です。

非行に走る少年を生まないためにも、学校や地域の関係機関等が連携し、児童生徒の見守りといった非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることが必要です。

### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	“社会を明るくする運動” 強調月間の周知・啓発	毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動” 強調月間において、大分保護区保護司会を中心に更生 保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周 知啓発等を支援します。また、ホームページ等への掲 載により、この運動について周知します。	福祉保健課
2	“社会を明るくする運動” 作文コンテスト	“社会を明るくする運動”作文コンテストの応募につ いて、小中学校に依頼します。	学校教育課
3	専門家による教育相談	小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシ ャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒 及び保護者に対して適切に相談支援を行います。	学校教育課 大分市教育センター
4	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	薬物乱用による弊害について市民が正しく理解し、薬 物乱用のない社会環境を構築する気運の醸成を図りま す。	保健総務課
5	青少年の健全育成活動	大分市青少年健全育成連絡協議会と連携し、すこやか 大分っ子サポートパトロール等を通じた子どもの安全 確保や有害環境の浄化活動等を推進し、青少年の健全 育成を図ります。	社会教育課
6	中央補導活動	大分市青少年補導員連絡協議会と連携し、気になる行 動への声掛けや商業施設からの情報収集を積極的に行 い、子どもの非行防止に取り組みます。	社会教育課
7	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施 策樹立につき必要な事項を調査審議します。 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施 策の適切な実施をするために必要な関係機関相互の連 絡調整を図ります。	社会教育課



## 【コラム：関係機関による支援（非行の防止）】

### ○法務少年支援センター大分（大分少年鑑別所）

課題を抱える児童や保護者等に対する面接、カウンセリング、個別検査等のほか、学校等で非行予防を目的とした出前授業を行うなど、専門的な相談支援機能による効果的な非行防止の取組を進めます。

### ○大分・野津原地区更生保護女性会

地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、次世代を担う青少年の非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら取り組めます。また、市内の小中学校を対象に、「社会のルール」「ノーと言える力」などの大切さを伝える講座を開催し、犯罪や非行の未然防止に取り組めます。

## 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動の促進

#### 【現状と課題】

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の更生を支える保護司、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアなど、多くのボランティアの協力により支えられています。

しかしながら、保護司の高齢化、保護司を始めとするボランティアの減少といった担い手不足や、地域社会の人間関係の希薄化といった社会環境の変化により、従前のようなボランティアの活動が難しくなっています。そのため、民間協力者等の活動促進のための支援や協力体制の構築が必要です。

#### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	大分保護区保護司会の活動支援	犯罪・非行防止活動等に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、保護司会の活動を支援します。	福祉保健課
2	更生保護サポートセンターの場所及び保護司の面接場所の提供	保護司会の活動拠点として、更生保護サポートセンターの場所を提供するほか、保護司が自宅以外で面接できる場所として、地区公民館の一室を無料で貸出します。	福祉保健課 市民協働推進課
3	協力者募集の呼びかけ	市職員や地域の関係機関・団体等に対する広報活動を通じ、保護司をはじめとするボランティア募集の呼びかけに協力します。	福祉保健課

#### 【コラム：関係機関による支援（民間協力者の活動の促進）】

##### ○大分保護区保護司会

大分更生保護サポートセンター・・・更生保護活動の拠点として、保護司が地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者等の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。

## (2) 広報・啓発活動の推進

### 【現状と課題】

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するなど、再犯の防止等に関する広報・啓発活動に努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、市民の関心と理解が十分に深まっているとは言えません。そのため、市民に再犯の防止等の施策を認知してもらうための取組を実施していくとともに、市民一人ひとりの人権が尊重され、犯罪被害者や更生し立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を実現させる必要があります。

### 【取組事項】

番号	取組又は事業	概要	担当部署
1	“社会を明るくする運動” 強調月間の周知・啓発（再掲）	毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動”強調月間において、大分保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発等を支援します。また、ホームページ等への掲載により、この運動について周知します。	福祉保健課
2	“社会を明るくする運動” 作文コンテスト（再掲）	“社会を明るくする運動”作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。	学校教育課
3	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	薬物乱用による弊害について市民が正しく理解し、薬物乱用のない社会環境づくりの構築のために、ホームページ及び市報等への掲載により「ダメ。ゼッタイ。」普及運動について周知します。	保健総務課
4	協力者募集の呼びかけ（再掲）	市職員や地域の関係機関・団体等に対する広報活動を通じ、保護司をはじめとするボランティア募集の呼びかけに協力します。	福祉保健課
5	保護司活動に関する情報発信	市報やホームページ等により、保護司活動に関する情報発信を推進します。	福祉保健課
6	人権教育・啓発	「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に喜びを実感できる地域社会の実現」を目標に、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。	人権・同和对策課 人権・同和教育課 社会教育課

## 【コラム：関係機関による支援（広報・啓発活動の推進）】

### ○大分保護区保護司会

“社会を明るくする運動” 強調月間街頭啓発キャンペーン・・・犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りの理解を促進するために、“社会を明るくする運動” 強調月間に地域関係者等と連携して、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動・・・薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。

### ○大分保護観察所

①保護司をはじめとする更生保護民間関係者及び団体に対する支援の充実を図っていき、幅広い年齢層からの保護司候補者や新規会員の発掘が円滑に行われるよう、広報、情報共有などの充実を図ります。

②“社会を明るくする運動” の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に広く市民各層に関心をもってもらうきっかけとなる効果的な情報発信や広報・啓発活動に取り組んでいきます。

③再犯防止に関する地域の効果的活動の支援及び広報・啓発活動の推進をします。

### ○大分県地域生活定着支援センター

矯正施設等から退所した高齢者や障がい者が、地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、講演会の開催などによる啓発活動に取り組みます。

# 〔参考資料〕

## 1 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第百四号)

再犯の防止等の推進に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本的施策
  - 第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）
  - 第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を

有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 2 大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、5年以内であつて市長が別に定める期間を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項の調査研究を行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、部会員15人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員のうちから委員長が指名する者

(2) 第3条第2項各号に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する者

4 前項第2号の規定により参画依頼し、又は任命された部会員の当該参画依頼又は任命の期間は、1年以内であって市長が別に定める期間を1期間とする。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）及び部会員（同号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 専門部会の運営について

#### (趣旨)

大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の第7条に規定する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (部会及び所掌事項)

設置する部会と所掌事項は次のとおりとする。

- 大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会  
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に関すること
- 大分市再犯防止推進計画策定部会  
再犯の防止等の推進に関する法律第8条に関すること

#### (部会長及び副部会長)

- 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 会議は、部会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 会議の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

部会の庶務は、次のとおりとする。

- 大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会      長寿福祉課、障害福祉課
- 大分市再犯防止推進計画策定部会                      福祉保健課

#### (雑則)

ここに定めるほか、必要な事項は、部会長が定める。

#### 4 大分市地域福祉計画策定委員一覧（順不同）

No.	所属団体	氏名(敬称略)
1	大分県立看護科学大学	赤星 琴美
2	大分大学	◎阿部 誠
3	智泉福祉製菓専門学校	上野 智子
4	大分市自治委員連絡協議会	○荒金 一義
5	大分市身体障害者福祉協議会連合会	衛藤 良憲
6	にじが丘自主防災会	小田 徳美
7	明治地区社会福祉協議会	坂田 隆一
8	大分市民生委員児童委員協議会	定宗 瑛子
9	大分市ボランティア連絡協議会	佐分利 郁子
10	大分市民生委員児童委員協議会 子育て支援部会	廣瀬 惇子
11	大分市老人クラブ連合会	牧 達夫
12	naanaパートナー	村井 綾
13	大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会	大嶋 宏
14	大分県特別支援学校校長会	大本 良子
15	大分市シルバー人材センター	釘宮 祐一
16	大分市連合医師会	澤口 博人
17	おおいた地域若者サポートステーション	杉山 和樹
18	植田東地域包括支援センター	高山 智恵子
19	大分保護区保護司会	二ノ宮 恵一
20	大分県弁護士会	田中 利武
21	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」	古川 聖子
22	大分市小学校校長会	御手洗 功
23	一般公募	志村 良子
24	大分市福祉保健部	斉藤 修造
25	大分市市民部	佐藤 善信
26	大分市教育部	末松 広之
27	大分市子どもすこやか部	藤田 恵子
28	大分市社会福祉協議会	増田 真由美

◎:委員長 ○:副委員長

## 5 大分市再犯防止推進計画策定部会員一覧（順不同）

No.	所属団体	氏名(敬称略)
1	大分保護区保護司会	◎二ノ宮 惠一
2	大分市自治会連合会	荒金 一義
3	大分市民生委員児童委員協議会	定宗 瑛子
4	大分県弁護士会	須賀 陽二
5	大分県地域生活定着支援センター	桑野 博文
6	植田東地域包括支援センター	高山 智恵子
7	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」	矢野 太亮
8	更生保護法人 豊州保護会 あげぼの寮	大島 芳弘
9	特定非営利活動法人 大分DARC(ダルク)	鈴木 貴博
10	大分地方検察庁	斎藤 丈己
11	大分刑務所	阿部 登
12	大分少年鑑別所	古森 正紀
13	大分保護観察所	○久保山 守正
14	大分公共職業安定所(ハローワーク大分)	姫野 敏郎
15	大分市福祉事務所	後藤 剛

◎:部会長、○副部会長

## 6 用語解説

【福岡矯正管区更生支援企画課調査資料をもとに大分市作成】

用語	説明
<b>あ行</b>	
入口支援	刑事司法の入口の段階（矯正施設に入所するに至る前の段階）で、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする人に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。
<b>か行</b>	
仮釈放	改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進するもの。
鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。
帰宅先	刑事施設、少年院に収容されている人が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所のこと。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
起訴猶予	検察官は犯人の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重及び情状、犯罪後の状況などの事情から、訴追が必要でないと思えば、起訴しないでもよいことになっている。このうち、犯罪の軽重ということを除いた、いわゆる刑事政策上の考慮から、起訴しないこととする処分のこと。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。
禁錮	無期及び有期とし、有期禁錮は1月以上20年以下とされている。刑事施設に拘置されるが、刑法上、作業の義務が課されていない点が懲役とは異なる。

刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。 刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。
刑法犯	刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。
刑務所	主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。
刑務作業	刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための重要な受刑者処遇の一つ。
刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金のこと。
検挙	捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることができたこと、さらに犯人として引致できたことをいう。
検察庁	検察官の行う事務を統括するところであり、検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決める。また、検察官は自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもある。
更生緊急保護	保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。
更生保護サポートセンター	保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。平成20（2008）年度から整備が施され、令和元（2019）年度までに全国の保護司会に整備された。

更生保護施設	刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。令和3(2021)年7月1日時点で、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。大分市内には、「更生保護法人豊州保護会 あげぼの寮」がある。
更生保護女性会	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。
更生保護法人	法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体のこと。
拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。
<b>さ行</b>	
再入者(再入所者)	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人のこと。
再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるために、7月を「再犯防止啓発月間」に定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされている。
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。
執行猶予	「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。以前に懲役刑又は禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、判決で3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、情状により、刑の全部の執行(刑務所に入ること)を1年から5年の範囲で猶予することができる。また、同様に3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することができる。猶予されている期間は、刑務所に入ることはないが、その期間内に再び犯罪を犯す等したときは「猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。



<p>“社会を明るくする運動”</p>	<p>全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。なお、平成28（2016）年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、“社会を明るくする運動”は、「再犯防止啓発月間」の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。</p>
<p>住宅確保要配慮者</p>	<p>低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。</p>
<p>住宅セーフティネット制度</p>	<p>「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成29（2017）年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、始まった制度のこと。</p> <p>民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的としてしており、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の3つの柱から成り立っている。</p>
<p>受刑者</p>	<p>懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者のこと。</p>
<p>少年院</p>	<p>家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設のこと。</p>
<p>少年鑑別所</p>	<p>①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。</p>
<p>少年刑務所</p>	<p>主に26歳未満の受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。全国に6箇所、九州では佐賀少年刑務所がある。</p>
<p>自立準備ホーム</p>	<p>平成23（2011）年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼んでいる。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。</p>

スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る専門家のこと。
生活困窮者自立支援制度	平成 27（2015）年 4 月から始まった制度であり、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること。 再び最低限の生活を維持できなくなることを防ぐよう、生活保護から脱却した人も支援の対象となる。
<b>た行</b>	
DARC（ダルク）	Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存者の回復を支援する民間施設。
地域生活定着支援センター	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関のこと。 平成 21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に 1 か所設置されている。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。
懲役	無期及び有期とし、有期懲役は 1 月以上 20 年以下とされている。刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる刑罰のこと。
<b>な行</b>	
認知件数	警察が発生を認知した事件の数のこと。

入所受刑者（新受刑者）	裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに刑事施設に入所するなどした受刑者のこと。
農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組のこと。
<b>は行</b>	
犯罪をした人等	犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者のこと。
BBS 会	Big Brothers and Sisters Movement の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約 4,500 人の会員が活動している。
非行少年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪少年…罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。</li> <li>・ 触法少年…14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。</li> <li>・ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。</li> </ul>
婦人補導院	売春防止法第 5 条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された成人女性を収容する施設のこと。
法務少年支援センター	少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応している。
保護観察	保護観察対象者（保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その人に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して指導監督及び補導援護を行うこと。
保護観察所	地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。

<p>保護司</p>	<p>犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。</p> <p>全国で約 4 万 7,000 人が活動している。大分市内には大分保護区保護司会があり、令和 3（2021）年 4 月 1 日時点で 130 名の保護司が活動している。</p>
<p><b>ま行</b></p>	
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。</p>

## 大分市再犯防止推進計画

発行日 令和4年4月

発行 大分市

編集 大分市福祉保健部福祉保健課

大分市荷揚町2番31号

TEL097-534-6111（代表）